

第4号議案

電力需給の確認の取り組みについて (案)

昨年度から電力需給の確認の取り組みとして電力の需給ひっ迫を未然に防ぐために実施した、高需要期における電力需給をkW及びkWhの両面でモニタリング、及び情報発信については、昨今の電力需給環境の厳しさからも、その着実な実施が求められている。

今年度以降も、さまざまな改善が今後も考えられるものの、昨年度冬季に整理したkW及びkWhモニタリング、kWh余力率管理の3つを柱とした情報発信を基本として継続していくこととしたい。

かかる状況を踏まえ、今後の対応について下記のとおり対応することとしたい。

記

1. 電力需給の確認の取り組み

以下の(1)～(3)についてHPにて情報発信を行う。

- (1) kW面からの電力確保状況 (kWモニタリング)
 - ・ 需給関連情報 (週間需給予想) を基にした、リスクケースとしての厳気象需要や供給力変動等を反映した需給バランス評価等
- (2) kWh面からの電力確保状況 (kWhモニタリング)
 - ・ 燃料情報を踏まえたkWhの供給力と厳気象等を想定したkWh余力
- (3) kWh余力率管理
 - ・ 想定需要に対するkWh余力の比率 (kWh余力率) 評価等

2. 公表時期等

高需要期 (夏季: 7～9月、冬季 12～2月) を対象として実施することを基本とするが、昨今の需給ひっ迫が高需要期以外で発生したことも踏まえ、kWhモニタリングの対象期間を拡大するなど、対象期間、開始及び終了時期については各取り組みの情報発信として適切な時期に実施する。

3. 今後の公表の取り扱いについて

1. 及び2. の対応について、需給状況など必要に応じて柔軟かつ迅速に追加公表が必要となることから、公表の内容や更新や実務的に必要となる対応は計画部長及び運用部長の決裁とする。

なお、本取り組みにより電力需給ひっ迫が予見される場合には、需給ひっ迫警戒本部・需給ひっ迫非常対応本部の設置など対応を行うこととする。

以上